

富山市消雪装置災害修繕補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定により、富山市消雪装置災害修繕補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、冬期における道路の無雪化の促進を図るため、地域団体（一定の区域内に住所を有する者を構成員とし、当該区域において地域的な共同活動を行うことを目的とする団体をいう。以下同じ。）が行う市道の消雪施設及び揚水施設（以下「消雪装置」という。）の修繕に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 修繕は令和7年3月31日までに完了することとする。

3 この要綱の施行日以前に施工又は完了した修繕についても対象とする。

(補助金の交付対象施設)

第3条 補助金の交付対象施設は、地域団体の区域内に設置してある消雪装置で、次に掲げる要件のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 損傷の原因が令和6年能登半島地震に起因するものであること。
- (2) 消雪施設が設置してある道路の一部が市道であり、舗装されているものであって、排水施設を有するものであること。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 消雪施設（市道以外に設置してある部分も含む。）及び揚水施設の修繕に要する経費
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けている施工者に支払う経費

(補助率及び限度額)

第5条 補助金の補助率及び限度額は、別表1のとおりとする。

(修繕計画書等)

第6条 規則第4条第1項に規定する修繕計画書及び収支予算書(以下「修繕計画収支予算書」という。)は、様式第1号によるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」)は、令和6年12月27日までに交付申請書(様式第2号)及び修繕計画収支予算書に別表第2に掲げる書類を添えて、提出するものとする。ただし、第2条第3項に掲げる修繕又は市長が特に認めたものについては除く。

(交付決定の通知)

第7条 規則第5条第3項に規定する通知は、富山市消雪装置災害修繕補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第8条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、前条の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(修繕計画の変更等の承認申請)

第9条 規則第11条第1項の規定による修繕計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市消雪装置災害修繕補助金修繕計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に、必要な書類を添えて申請するものとする。

(変更交付決定の通知)

第10条 規則第11条第2項の規定により補助金の変更交付の決定をしたときは、富山市消雪装置災害修繕補助金変更交付通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告書に添付する書類)

第11条 規則第12条の規定により実績報告書(様式第6号)に添付する修繕実績書及び収支決算書(以下、「修繕実績書等」という。)は、様式第7号によるものとし、実績報告書及び修繕実績書等に別表第3に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

(額の確定通知)

第12条 規則第13条に規定する通知は、富山市消雪装置災害修繕補助金額確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(要綱施行日以前に施工又は完了した修繕等の交付申請)

第13条 第2条第3項に掲げる修繕又は市長が特に認めたものについて補助金の交付を受けようとする者は、令和6年12月27日までに交付申請書(様式第2号)及び修繕実績書等(様式第7号)に、別表第2及び別表第3に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

2 前項による交付申請については、規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市消雪装置災害修繕補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による交付の決定を富山市消雪装置災害修繕補助金交付決定取消通知書(様式第10号)にて取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) この要綱の指示に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

(帳簿の備付け)

第15条 補助申請者は、補助対象修繕に係る予算関係書類及び収支を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和6年2月5日から施行し、同年1月1日以後に実施し

た修繕に適用する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1（第 5 条関係）

市道への敷設延長	補助率・補助限度額	
	揚水施設	消雪施設
1,000m 以上	補助率 50% 限度額 500 万円	補助率 50% 限度額 500 万円
1,000m 未満 500m 以上	補助率 50% 限度額 250 万円	補助率 50% 限度額 250 万円
500m 未満	なし	補助率 50% 限度額 250 万円

消雪施設・・・送水管、散水管をいう

揚水施設・・・消雪用井戸、ポンプ、制御盤等をいう

別表第 2（第 6 条、第 13 条関係）

添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工位置図 ・ 平面図等（市道への敷設延長がわかるもの） ・ 修繕前の写真（破損状況がわかるもの） ・ 見積書等（※第 13 条による交付申請の場合は不要）

別表第 3（第 11 条、第 13 条関係）

添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕後の写真（修繕完了状況がわかるもの） ・ 領収書等（修繕費用がわかるもの）